

那 霸 市 公 報

号外第 7 1 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇規 則◇

- 那 霸 市 都 市 計 画 法 施 行 細 則 (都 市 計 画 課) …………… 1429
- 障 害 者 自 立 支 援 法 に 基 づ く 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 者 の 指 定 等 及 び 児 童 福 祉 法 に 基 づ く 指 定 障 害 児 相 談 支 援 事 業 者 の 指 定 等 に 関 する 規 則 (障 が い 福 祉 課) …… 1442
- 那 霸 市 幼 保 総 合 施 設 条 例 施 行 規 則 (こ ど も 政 策 課) …………… 1445
- 那 霸 市 立 幼 稚 園 の 保 育 料 の 減 免 及 び 預 か り 保 育 料 等 の 徴 収 等 に 関 する 規 則 (こ ど も 政 策 課) …………… 1447
- 那 霸 市 組 織 機 構 等 の 改 正 に 伴 う 関 係 規 則 の 整 備 に 関 する 規 則 (行 政 経 営 課) …………… 1452
- 那 霸 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (国 保 長 寿 医 療 課) …………… 1459
- 那 霸 市 職 員 の 初 任 給 、 昇 格 、 昇 給 等 の 基 準 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (人 事 課) …………… 1460
- 那 霸 市 庁 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (企 画 調 整 課) …………… 1464
- 政 治 倫 理 の 確 立 の た め の 那 霸 市 長 の 資 産 等 の 公 開 に 関 する 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (秘 書 広 報 課) …………… 1466
- 那 霸 市 公 印 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (総 務 課) …………… 1468
- 那 霸 市 健 康 診 査 費 用 徴 収 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (健 康 推 進 課) …………… 1472
- 那 霸 市 非 常 勤 職 員 の 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (人 事 課) …………… 1473

◇訓 令◇

- 那 霸 市 職 員 被 服 貸 与 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (人 事 課) …………… 1479

- 那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令(行政経営課)…………… 1481
- 特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
(人事課)…………… 1483

◇議 会 訓 令◇

- 那覇市議会公印規程の一部を改正する訓令…………… 1488

規 則

那霸市規則第21号
平成24年3月30日

那霸市都市計画法施行細則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市都市計画法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)の施行に関し、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（障害物の伐除・土地の試掘等許可申請書）

第2条 法第26条第1項の許可を受けようとする者は、障害物の伐除・土地の試掘等許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

（身分証明書及び障害物の伐除・土地の試掘等許可証）

第3条 法第27条第1項及び第2項の証明書は、身分証明書(第2号様式)によるものとする。

2 法第27条第2項の許可証は、障害物の伐除・土地の試掘等許可証(第3号様式)によるものとする。

（建築許可申請書の添付図書）

第4条 省令第39条第2項第3号の図書は、付近見取図及び建築物平面図とする。

（事業予定地指定申出書等）

第5条 法第55条第2項の規定により事業予定地の指定の申出をしようとする者は、事業予定地指定申出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該事業予定地の位置を明示する図面で縮尺1万分の1以上のもの
- (2) 当該事業予定地の区域及び町界又は字界を明示する実測平面図で縮尺500分の1以上のもの
- (3) 当該事業予定地の買取りのための資金計画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 法第55条第2項の規定による土地の買取りの申出及び法第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことの申出をしようとする者は、土地買取り等の相手方となることの申出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。
（土地買取申出書等）

第6条 法第56条第1項の規定により市長に対し土地の買取りの申出をしようとする者は、土地買取申出書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該土地の位置を明示する図面で縮尺1万分の1以上のもの
- (2) 当該土地の区域を明示する実測平面図で縮尺500分の1以上のもの
- (3) 当該土地を所有することを証する登記事項証明書

3 法第56条第3項の規定により市長に対してする通知は、事業予定地内の土地を買い取らない旨の通知書(第7号様式)によるものとする。

4 前項の通知書には、第2項第1号及び第2号に掲げる図書を添付しなければならない。

(都市計画事業地内における建築許可申請書等)

第7条 法第65条第1項の許可を受けようとする者は、都市計画事業地内における建築等許可申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図(都市計画事業として認可された区域を表示し、方位、道路、申請に係る行為をしようとする土地(以下「行為地」という。)及び行為地について目標となる地物を明示したもの)
- (2) 配置図(縮尺、方位、行為地の境界及び行為地内における許可の申請に係る行為の対象物(以下「行為対象物」という。)の位置並びに行為地に接する道路の位置及び幅員を明示したもの)
- (3) 行為対象物の平面図、立面図及び断面図(縮尺及び主要部分の材料の配置を明示したもの)

(立入検査身分証明書)

第8条 法第82条第2項の証明書は、立入検査身分証明書(第9号様式)によるものとする。

(提出書類の部数)

第9条 法、政令、省令又はこの規則の規定により市長に提出する書類は、別に定めがあるものを除くほか、正副各1部とする。

(細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第2号様式(第3条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職名・氏名 生年月日
上記の者は、都市計画法 { 第25条第1項 第26条第1項 } の規定により、 { 測量 調査 障害物の伐除 土地の試掘等 } を行うことのできる者であることを証する。
年 月 日 那覇市長 印

(裏)

都市計画法抜粋 (調査のための立入り等) 第25条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、都市計画の決定又は変更のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。 (障害物の伐除及び土地の試掘等) 第26条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。
--

備考 大きさは、縦5.3センチメートル、横8.5センチメートルとする。

第3号様式(第3条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

障害物の伐除・土地の試掘等許可証

住 所
氏 名 様

那覇市長 印

年 月 日付けで申請のあった { 障害物の伐除
土地の試掘等 } については、
都市計画法第26条第1項の規定により許可する。

- 1 都市計画の種類及び名称
- 2 伐除・試掘等を行う土地の区域
- 3 伐除・試掘等を行うに必要な土地の面積及び地目
- 4 伐除・試掘等を必要とする理由
- 5 土地の所有者及び占有者の住所及び氏名
- 6 伐除・試掘等の方法及び範囲
- 7 伐除・試掘等を行う期間

第4号様式(第5条関係)

事業予定地指定申出書

年 月 日

那覇市長 様

申出者 住所
氏名 印
電話番号

次の区域を都市計画法第55条第2項の規定により、都市計画施設の区域内の事業予定地に指定されるよう申し出ます。

- 1 都市計画施設の種類及び名称
- 2 指定すべき土地の区域
- 3 指定を必要とする理由
- 4 都市計画決定年月日及び告示番号

添付図書

- (1) 当該事業予定地の位置を明示する図面で縮尺1万分の1以上のもの
- (2) 当該事業予定地の区域及び町界又は字界を明示する実測平面図で縮尺500分の1以上のもの
- (3) 当該事業予定地の買取りのための資金計画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

※処 理 欄	
--------	--

備考

- 1 申出者が法人である場合においては、その主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
- 2 「指定すべき土地の区域」には、市の町又は字の名称まで記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第5号様式(第5条関係)

土地買取り等の相手方となることの申出書

年 月 日

那覇市長 様

申出者 住所
氏名 印
電話番号

都市計画法第55条第2項の規定による事業予定地内の土地の買取りの申出又は法第57条第2項本文の規定による届出の相手方として次のとおり定められるよう申し出ます。

- 1 都市計画施設又は市街地開発事業の種類及び名称
- 2 指定された土地の区域
- 3 土地の買取り申出の相手方の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 4 土地の有償譲渡に関する届出の相手方の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

※処 理 欄	
--------	--

備考

- 1 申出者が法人である場合においては、その主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第6号様式(第6条関係)

土 地 買 取 申 出 書

年 月 日

那覇市長 様

申出者 住所
 氏名 印
 電話番号

都市計画法第56条第1項の規定により、次のとおり事業予定地内の土地を買い取るよう申し出ます。

1 買取りを申し出る土地

所在地	地 目	地 積
		($\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$)

2 都市計画法第55条第1項の規定による建築物の建築の不許可処分により、土地の利用に著しい支障をきたす具体的理由

3 その他参考となるべき事項

添付図書

- (1) 当該土地の位置を明示する図面で縮尺1万分の1以上のもの
- (2) 当該土地の区域を明示する実測平面図で縮尺500分の1以上のもの
- (3) 当該土地を所有することを証する登記事項証明書

備考

- 1 申出者が法人である場合においては、その主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
- 2 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」の欄には、登記簿に登録された土地の地積を記載すること。実測地積が判明しているときは、併せて当該実測地積を括弧内に記載すること。
- 4 「その他参考となるべき事項」は、買取りの希望価額及び都市計画法第55条第1項の規定による建築物の建築の不許可通知の年月日、通知番号等を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第7号様式(第6条関係)

事業予定地内の土地を買い取らない旨の通知書

年 月 日

那覇市長 様

住所
氏名 印
電話番号

(土地買取りの相手方として公告されている者)

都市計画法第56条第1項の規定に基づき、次のとおり事業予定地内の土地を買い取るべき旨の申出がありましたが、買い取らない旨を所有者に通知しましたので、同条第3項の規定により通知します。

1 土地に関する事項

所在地	地 目	地 積
		($\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$)

2 買取りを申し出た者の住所及び氏名

3 通知に係る都市計画施設又は市街地開発事業の種類及び名称

4 買い取らない具体的理由

5 買い取らない旨を所有者に通知した年月日

添付図書

- (1) 当該土地の位置を明示する図面で縮尺1万分の1以上のもの
- (2) 当該土地の区域を明示する実測平面図で縮尺500分の1以上のもの

備考

- 1 通知者が法人である場合においては、その主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
- 2 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」の欄には、登記簿に登記された土地の地積を記載すること。実測地積が判明しているときは、併せて当該実測地積を括弧内に記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第8号様式(第7条関係)

都市計画事業地内における建築等許可申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

次のとおり都市計画事業地内において建築等を行いたいので、都市計画法第65条第1項の規定により申請します。

申請者の権利(土地所有権、借地権等)					
行為地の所在及び地番					
都市計画事業の名称					
許可申請事項		1 土地の形質の変更 2 建築物の建築(新築・改築・増築・移転) 3 その他工作物の建設 4 移動の容易でない物件の設置 5 移動の容易でない物件の堆積			
敷地面積		建築面積 又は 工事面積		地 目	
工事着手 予定年月日			工事完了 予定年月日		
工事の概要(規模、構造等)及び目的					

添付図書

- (1) 付近見取図(都市計画事業として認可された区域を表示し、方位、道路、申請に係る行為をしようとする土地(以下「行為地」という。)及び行為地について目標となる地物を明示したもの)
- (2) 配置図(縮尺、方位、行為地の境界及び行為地内における許可の申請に係る行為の対象物(以下「行為対象物」という。)の位置並びに行為地に接する道路の位置及び幅員を明示したもの)
- (3) 行為対象物の平面図、立面図及び断面図(縮尺及び主要部分の材料の配置を明示したもの)

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、その主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者が借地権者等であるときは、その土地使用承諾書を添付すること。
- 3 「許可申請事項」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第9号様式(第8条関係)

(表)

第 号
立入検査身分証明書
所 属 職名・氏名 生年月日
上記の者は、都市計画法第82条第1項の規定による立入検査をすることができる者であることを証明する。
年 月 日 那覇市長 印

(裏)

都市計画法抜粋 (立入検査)
第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 大きさは、縦5.3センチメートル、横8.5センチメートルとする。

那霸市規則第22号

平成24年3月30日

障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)、障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)、障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請等）

第2条 障害者自立支援法第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による申請は、指定申請書により行うものとする。

2 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他見やすい場所に掲示するものとする。

（変更の届出等）

第3条 障害者自立支援法第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、障害者自立支援法施行規則第34条の60第1項及び児童福祉法施行規則第25条の26の7第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

（公示）

第4条 市長は、障害者自立支援法第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により次に掲げる事項を公示するものとする。

(1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
 - (3) 指定等の年月日
 - (4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
 - (5) 事業の主たる対象者
 - (6) 事業所番号
- (様式)

第5条 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する様式は、市長が定める。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正)

- 3 那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則(平成12年那覇市規則第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(障害者自立支援法関係)	(障害者自立支援法関係)
第10条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「支援法」という。)に関する自治法第153条第2項の規定に基づく委任事務は、支援法の規定により市の事務とされているものとする。	第10条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「支援法」という。)に関する自治法第153条第2項の規定に基づく委任事務は、支援法の規定により市の事務とされているもの(指定特定相談支援事業者の指定等)に関する

る事務を除く。)とする。

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

那覇市規則第23号

平成24年3月30日

那覇市幼保総合施設条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市幼保総合施設条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市幼保総合施設条例（平成23年那覇市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第2条 幼保総合施設に、施設長その他必要な職員を置く。

- 2 施設長は、上司の命を受け、幼保総合施設の事務（構成施設の管理運営等に関する事務を含む。以下「施設事務」という。）を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 施設長は、必要があると認めるときは、所属職員をして、前項の事務の一部を補助させ、又は行わせることができる。
- 4 所属職員は、上司の指揮監督の下、施設事務に従事し、その属する構成施設にかかわらず、相互に連携してそれぞれの事務を処理するものとする。

（事案の処理）

第3条 施設長は、施設事務について職名又は施設名で通知等を発出し、その職務に関して、別に定めがあるものを除くほか、施設事務と関連して一体的に処理する必要があると認められる事案について適宜に必要な処理をすることができる。

- 2 別に定めのある場合を除き、急施を要する事案であつて施設長が不在のときは、あらかじめ施設長が指定する職員が、施設長に代わり当該事案について決定することができるものとする。この場合において、当該職員は、速やかにその旨を施設長に報告しなければならない。

（幼稚園給食）

第4条 構成施設の保育所は、構成施設の幼稚園が行う給食に充てるため、保育所内で調理したものを幼稚園に提供する。

- 2 条例第6条第2項の規則で定める給食の利用に係る徴収額は、別表に定めるとおりとする。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	額
通年利用	1人年額 44,000円
一時利用	1人日額 250円

備考

- この表中、「通年利用」とは一時利用を除き学年を通じて月曜日から金曜日までの間利用することをいい、「一時利用」とは那覇市立幼稚園管理運営規則（平成24年那覇市教育委員会規則第2号）第6条に規定する幼稚園の休業日又は当該休業日に保育を実施した場合の振替日に1日単位で利用することをいう。
- 学年の中途において、給食の通年利用を開始し、又は通年利用をする者が退園（転園を含む。）し、除籍され、若しくは利用を取りやめたときは、通年利用の年額としてこの表に掲げる額にかかわらず、当該額を11で除して得た額に、通年利用を開始した日の属する月から引き続き継続して利用した期間における月数（当該期間に8月の初日から末日までの期間が含まれる場合にあっては、当該月を除いた月数とする。）を乗じて得た額を徴収する。
- 学年の中途において休園又は届出により給食の通年利用を休止した場合で、当該休園又は届出に係る利用休止の期間において月の初日から末日まで引き続き休止する月があるときは、当該月の給食費は徴収しない。

那覇市規則第24号
平成24年3月30日

那覇市立幼稚園の保育料の減免及び預かり保育料等の徴収等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立幼稚園の保育料の減免及び預かり保育料等の徴収等に関する規則

那覇市立幼稚園保育料の減免に関する規則(平成20年那覇市規則第39号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市立幼稚園の保育料の減免及び預かり保育料等(預かり保育料、延長保育料及び給食費をいう。)の徴収等に関し、那覇市立幼稚園保育料等条例(昭和47年那覇市条例第61号。以下「保育料等条例」という。)、那覇市幼保総合施設条例(平成23年那覇市条例第41号。以下「幼保総合施設条例」という。)及び那覇市幼保総合施設条例施行規則(平成24年那覇市規則第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保育料の減免の額)

第2条 保育料等条例第4条第2号の規定に該当することにより市長が保育料を減免することができる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯若しくは市町村民税所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、地方税法附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)が非課税である世帯の場合又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている園児の場合 別表第1に定める額

(2) その他市長が特に減免の必要があると認める場合 市長が相当と認める額

2 前項第1号の区分に該当し、かつ、小学校1年生又は2年生の兄又は姉がいる場合は、同号の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2により算定した額を比較し、いずれか高い額を限度とする。

(保育料の減免の申請)

第3条 保育料の減免を受けようとする保護者は、保育料減免申請書(以下「減免申請書」という。)に住民票及び当該年度の市町村民税課税証明書を添付し、幼稚園の園長(以下「園長」という。)を経由して市長に提出しなければならない。ただ

し、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては那覇市福祉事務所長の発行する生活保護証明書を、里親に委託されている園児にあつては当該里親が養育する園児に係る児童相談所長の証明書を添付して市町村民税課税証明書に代えるものとする。

- 2 園長は、前項の規定による減免申請書及び添付書類の提出を受けたときは、保育料減免対象園児名簿を作成し、これを添えて市長に提出するものとする。

（保育料の減免の決定）

第4条 市長は、前条の減免申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、保育料の減免の可否及び額を決定し、その旨を園長及び保護者に通知する。

（保育料の減免の廃止及び変更）

第5条 現に保育料の減免を受けている保護者は、減免を受ける要件に該当しなくなったとき、その他当該減免を受けるに至った事情に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出があつた場合において、必要があると認めるときは、保育料の減免の廃止又は変更を決定し、速やかに園長及び当該保護者に通知する。

（保育料の減免確認等）

第6条 園長は、市長が保育料を減免したときは、保護者から保育料の減免確認書を2通提出させなければならない。

- 2 園長は、保育料減免に関する措置が全て完了したときは、幼稚園保育料減免措置完了報告書に前項の保育料の減免確認書1通を添付し、市長に提出するものとする。

（保育料の減免の取消し）

第7条 市長は、保護者が虚偽の申請その他不正な手段によって保育料の減免を受けたと認められる場合は、当該減免を取り消し、減免前の額と減免後の額との差額を追徴する。

（休止時の預かり保育料）

第8条 通年利用の預かり保育を休止した場合で、当該休止期間において月の初日から末日まで引き続き休止する月があるときは、当該月の預かり保育料は徴収しない。

（延長保育料の納付）

第9条 通年利用の延長保育を利用する園児の保護者は、延長保育料の月割額（年額

を12で除して得た額をいう。)を毎月の15日までに納付しなければならない。この場合において、延長保育料の年額の全部又は一部を前納することができる。

- 2 一時利用の延長保育を利用する園児の保護者は、利用する日までに利用当日分の日額を納付しなければならない。

(延長保育料の返還)

第10条 前条第1項後段の規定により延長保育料を前納した場合において、学年の中途に通年利用の延長保育の利用を開始、休止又は廃止(利用承諾の撤回、利用の取りやめ及び退園(転園を含む。))をいう。)したことにより延長保育料が過納となったときは、当該過納となった額を返還する。

(給食費の納付等)

第11条 通年利用の給食を利用する園児の保護者は、給食費の年額を11で除して得た額を、毎月の15日までに納付しなければならない。

- 2 一時利用の給食を利用する園児の保護者は、利用する日までに利用当日分の日額を納付しなければならない。
- 3 通年利用の給食を利用する園児の保護者は、給食費の年額の全部又は一部を前納することができる。
- 4 幼保総合施設条例第4条の構成施設である幼稚園の職員が給食を利用する場合の給食費の年額は、52,800円とする。

(給食費の返還)

第12条 第10条の規定は、給食費の返還について準用する。この場合において、「前条第1項後段」とあるのは「第11条第3項」と、「延長保育料」とあるのは「給食費」と、「通年利用の延長保育」とあるのは「通年利用の給食」と読み替えるものとする。

(様式)

第13条 この規則による保育料の減免申請書の様式その他の様式については、市長が定める。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

減免限度額(年額)		
1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
20,000円	38,000円	62,400円

備考

- 途中入園等の場合は、次の算式により算定した額を限度とする。
減免限度額×保育料の支払月数÷12（100円未満の端数があるときは、50円以上は100円に切り上げ、50円未満は切り捨てる。）
- 納付すべき保育料の額が減免限度額を下回る場合は、当該納付すべき保育料の額を限度とする。
- 同一世帯に保育所(児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。)又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項又は第2項の認定を受けた施設及び同条第3項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。)を利用している兄又は姉が1人又は2人以上いる場合は、幼稚園に通っている園児を「第2子」又は「第3子以降」としてこの表を適用する。

別表第2(第2条関係)

減免限度額(年額)	
小学校1年生又は2年生の兄又は姉が1人おり、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1年生又は2年生の兄又は姉が1人おり、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生又は小学校2年生に兄又は姉が2人以上いる園児

	(第3子以降)
26,000円	32,000円

備考

- 1 途中入園等の場合は、次の算式により算定した額を限度とする。
減免限度額×保育料の支払月数÷12(100円未満の端数があるときは、50円以上は100円に切り上げ、50円未満は切り捨てる。)
- 2 納付すべき保育料の額が減免限度額を下回る場合は、当該納付すべき保育料の額を限度とする。
- 3 同一世帯に保育所又は認定こども園を利用している兄又は姉がいる場合は、幼稚園に通っている園児を「第3子以降」として適用する。
- 4 小学校1年生又は2年生の就学年齢と同一年齢である兄又は姉がいる園児に対しても対象とする。ただし、小学校1年生又は2年生として就学している場合であっても、当該就学年齢を超えて就学している兄又は姉がいる園児については対象外とする。

那覇市規則第25号

平成24年3月30日

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(那覇市職員職名等規則の一部を改正する規則)

第1条 那覇市職員職名等規則(1970年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(職名等)</p> <p>第2条 職員の職位及び職名は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職位</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>課長 室長 所長 担当副参事 副参事 支所長 館長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>主査級</td> <td>主査 専門主査 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査</td> </tr> <tr> <td>主任級</td> <td>主任主事 主任技師 主任保育士 主任学芸員 主任薬剤師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任保健師 主任栄養士 主任予防技術員 主任総合現業員 主任環境整備員 主任プラント整備員 主任運転手 主任調理員</td> </tr> <tr> <td>主事級</td> <td>主事 技師 学芸員 保育士 薬剤師 理学療法士 言語聴覚士 保健師 栄養士 電話交換手 用務員 予防技術員 環境整備員 総合現業員 調理員 運転手</td> </tr> </tbody> </table>	職位	職名	[略]		課長級	課長 室長 所長 担当副参事 副参事 支所長 館長	[略]		主査級	主査 専門主査 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査	主任級	主任主事 主任技師 主任保育士 主任学芸員 主任薬剤師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任保健師 主任栄養士 主任予防技術員 主任総合現業員 主任環境整備員 主任プラント整備員 主任運転手 主任調理員	主事級	主事 技師 学芸員 保育士 薬剤師 理学療法士 言語聴覚士 保健師 栄養士 電話交換手 用務員 予防技術員 環境整備員 総合現業員 調理員 運転手	<p>(職名等)</p> <p>第2条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職位</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>課長 室長 所長 担当副参事 副参事 支所長 館長 <u>施設長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>主査級</td> <td>主査 専門主査 <u>主任医師</u> 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査</td> </tr> <tr> <td>主任級</td> <td>主任主事 主任技師 <u>主任医師</u> 主任保育士 主任学芸員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任プラント整備員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員</td> </tr> <tr> <td>主事級</td> <td>主事 技師 保育士 学芸員 薬剤師 獣医師 保健師 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 言語聴覚士 予防技術員 運転手 環境整備員 総合現業員 調理員 用務員</td> </tr> </tbody> </table>	職位	職名	[略]		課長級	課長 室長 所長 担当副参事 副参事 支所長 館長 <u>施設長</u>	[略]		主査級	主査 専門主査 <u>主任医師</u> 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査	主任級	主任主事 主任技師 <u>主任医師</u> 主任保育士 主任学芸員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任プラント整備員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員	主事級	主事 技師 保育士 学芸員 薬剤師 獣医師 保健師 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 言語聴覚士 予防技術員 運転手 環境整備員 総合現業員 調理員 用務員
職位	職名																												
[略]																													
課長級	課長 室長 所長 担当副参事 副参事 支所長 館長																												
[略]																													
主査級	主査 専門主査 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査																												
主任級	主任主事 主任技師 主任保育士 主任学芸員 主任薬剤師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任保健師 主任栄養士 主任予防技術員 主任総合現業員 主任環境整備員 主任プラント整備員 主任運転手 主任調理員																												
主事級	主事 技師 学芸員 保育士 薬剤師 理学療法士 言語聴覚士 保健師 栄養士 電話交換手 用務員 予防技術員 環境整備員 総合現業員 調理員 運転手																												
職位	職名																												
[略]																													
課長級	課長 室長 所長 担当副参事 副参事 支所長 館長 <u>施設長</u>																												
[略]																													
主査級	主査 専門主査 <u>主任医師</u> 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査																												
主任級	主任主事 主任技師 <u>主任医師</u> 主任保育士 主任学芸員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任プラント整備員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員																												
主事級	主事 技師 保育士 学芸員 薬剤師 獣医師 保健師 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 言語聴覚士 予防技術員 運転手 環境整備員 総合現業員 調理員 用務員																												
備考																													

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市会計規則の一部改正)

第2条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

- (1) [略]
- (2) 収納出納員及び収納取扱員

設置個所	収納出納員	収納取扱員	委任事務	
[略]		[略]		
教育 委 員 会	[略]			
	総合青少年課			[略]
	学務課			[略]
	[略]			

[改正後 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

- (1) [略]
- (2) 収納出納員及び収納取扱員

設置個所	収納出納員	収納取扱員	委任事務	
[略]		[略]		
教育 委 員 会	[略]			
	教育相談課			[略]
	青少年育成課			課長
	学務課			[略]
[略]				

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第3条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(健康福祉部における課及び健康保険局の分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 福祉政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) ホームレス対策に関すること。</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p>3 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 保護管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>6～10 [略]</p> <p>11 特定健診課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国民健康保険の<u>保険事業</u>に関すること。</p> <p>(こどもみらい部における課の分掌事務)</p> <p>第11条 こども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 こどもみらい課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p>	<p>(健康福祉部における課及び健康保険局の分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に関すること。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) ホームレスの自立の支援等に関すること。</u></p> <p>6～10 [略]</p> <p>11 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国民健康保険の<u>保健事業</u>に関すること。</p> <p>(こどもみらい部における課の分掌事務)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 幼保総合施設に関すること。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 療育センターに関すること。</u></p>

<p>3 子育て応援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>子育て応援及び児童健全育成に関すること。</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>保育所以外の児童福祉施設に関すること。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>療育センターに関すること。</u></p> <p>(7) <u>障害者自立支援法のうち、障害児デイサービスに関すること。</u></p> <p>(8) <u>乳幼児、母子及び父子医療に関すること。</u></p> <p>(9)～(12) [略]</p> <p>(建設管理部における課の分掌事務)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～7[略]</p> <p>8 土木管理事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>下水道雨水施設の維持管理の実施に関すること。</u></p> <p>(5) <u>排水路の管理の実施に関すること。</u></p> <p>(6) <u>排水路補修の設計、施工監理に関すること。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>[別表 別記]</p>	<p>(4) <u>ファミリーサポートセンター及びつどいの広場に関すること。</u></p> <p>(5) <u>病児・病後児保育事業に関すること。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(1) 児童健全育成に関すること。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>児童館及び児童遊園に関すること。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>こども並びに母子及び父子家庭等の医療費助成に関すること。</u></p> <p>(7)～(10) [略]</p> <p>(建設管理部における課の分掌事務)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～7[略]</p> <p>8 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>3 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p>	

[改正前 別記]

別表(第1条関係)

部	局	課	室
[略]			
環境部		環境政策課	地球温暖化対策推進室
		[略]	
[略]			

[改正後 別記]

別表(第1条関係)

部	局	課	室
[略]			
環境部		環境政策課	廃棄物対策室 地球温暖化対策推進室
		[略]	
[略]			

(那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部改正)

第4条 那覇市職員等の旅費支給条例施行規則(昭和49年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	
2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	
3 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表

職員等の職務等級区分表

区分	職員等
[略]	
2等級の職務にある者	部長、参事監、会計管理者、副部長、次長、局長、参事、課長、館長、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、園長、担当副参事、副参事、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長、 <u>消防司令</u>
3等級の職務にある者	主幹、専門主幹、壺屋焼物博物館の館長、係長、主査、専門主査、学芸員主査、専門員主査、保育所長、児童館長、指導主事、主任教諭、副所長、中央公民館を除く公民館の館長、分館長、消防司令補、消防士長、予防主査、総合現業主査、調理主査、主任調理員、環境整備主査、運転主査、プラント整備主査、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、主任プラント整備員
[略]	

[改正後 別記]
別表(第9条関係)

職員等の職務等級区分表

区分	職員等
[略]	
2等級の職務にある者	部長、参事監、会計管理者、副部长、次長、局長、参事、課長、館長、 <u>施設長</u> 、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、園長、担当副参事、副参事、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長
3等級の職務にある者	主幹、専門主幹、壺屋焼物博物館の館長、係長、主査、専門主査、 <u>主任医師</u> 、学芸員主査、専門員主査、保育所長、児童館長、指導主事、主任教諭、副所長、中央公民館を除く公民館の館長、分館長、 <u>消防司令</u> 、 <u>消防司令補</u> 、消防士長、予防主査、総合現業主査、調理主査、主任調理員、環境整備主査、運転主査、プラント整備主査、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、主任プラント整備員
[略]	

(那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部改正)

第5条 那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則(昭和56年那覇市規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(幹事会)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 幹事会は幹事をもって組織し、幹事は次に掲げる者をもって充てる。</p> <p><u>学校教育部副部长、総合青少年課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育研究所長、市民生活安全課長、健康推進課長、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長</u></p> <p>3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に学校教育部副部长を、副幹事長に<u>総合青少年課長</u>をもって充てる。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 協議会の庶務は、<u>総合青少年課</u>において処理する。</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 幹事会は幹事をもって組織し、幹事は次に掲げる者をもって充てる。</p> <p><u>学校教育部副部长、青少年育成課長、教育相談課長、学校教育課長、教育研究所長、生涯学習課長、市民生活安全課長、健康推進課長、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長</u></p> <p>3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に学校教育部副部长を、副幹事長に<u>青少年育成課長</u>をもって充てる。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 協議会の庶務は、<u>青少年育成課</u>において処理する。</p>
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第6条 那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のよ

うに改正する。

改正前	改正後
(現業職員の範囲) 第2条 現業職員の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) [略] (3) 環境整備員、予防技術員、総合現業員、 <u>電話交換手</u> 、用務員、運転手及び調理員(以下「環境整備員等」という。)	(現業職員の範囲) 第2条 [略] (1)～(2) [略] (3) 環境整備員、予防技術員、総合現業員、用務員、運転手及び調理員(以下「環境整備員等」という。)
備考 第3条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市規則第26号

平成24年3月30日

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険税条例施行規則（昭和47年那覇市規則第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（保険税の減免）</p> <p>第3条 条例第22条第1項の規定による保険税の減免は、次に定めるところにより必要と認める者に対して行う。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) その他特別の事情により保険税の納付が困難である場合 次に掲げる場合の区分に応じて減免する。</p> <p>ア～オ [略]</p>	<p>（保険税の減免）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>ア～オ [略]</p> <p><u>カ その他市長が特に必要があると認める場合 保険税のうち市長が認める額を軽減し、又は免除する。</u></p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市規則第27号

平成24年3月30日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
[別表第6 別記]	[別表第6 別記]
<p>備考</p> <p>1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

級別資格基準表

ア～イ [略]

ウ 医療職給料表(2) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
薬剤師	大学卒	[略]					
	短大卒	[略]					
[略]							

備考 [略]

エ [略]

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

級別資格基準表

ア～イ [略]

ウ 医療職給料表(2) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
[略]							

薬剤師	大学6卒			<u>2</u>	<u>3</u>	別に定める	別に定める
			<u>0</u>	<u>2</u>	<u>5</u>		
	大学4卒	[略]					
	短大卒	[略]					
[略]							

備考 [略]

エ [略]

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	[略]	
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は <u>獣医学</u> に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) [略]
	[略]	
[略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	[略]	
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は <u>薬学</u> 若しくは <u>獣医学</u> に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) [略]
	[略]	

[略]

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第6(第11条関係)

初任給基準表

ア～イ [略]

ウ 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学卒	[略]
獣医師	大学6卒	2級13号給
	[略]	
[略]		

備考

この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2の医療職給料表(2)級別資格基準表の備考の規定を準用する。

エ [略]

[改正後 別記]

別表第6(第11条関係)

初任給基準表

ア～イ [略]

ウ 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2級15号給
	大学4卒	[略]
獣医師	大学6卒	2級15号給
	[略]	
[略]		

備考

1 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2の医療職給料表(2)級別資格基準表の備考の規定を準用する。

2 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

エ [略]

那霸市規則第28号

平成24年 3 月 30 日

那霸市庁議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市庁議規則の一部を改正する規則

那覇市庁議規則(昭和59年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(構成)</p> <p>第4条 庁議は、市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、各部の長、参事監(部長級としての専決権を有する者に限る。以下同じ。)、消防長、会計管理者、生涯学習部長、学校教育部長及び上下水道部長で構成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員(市長、副市長、上下水道事業管理者、<u>教育長及び参事を除く。</u>以下同じ。)に事故があるとき又は構成員が欠けたときは、<u>副部長(消防にあつては副消防長、会計管理者にあつては出納室副参事)</u>以上の職にある者が出席するものとする。</p> <p>(副部長会議の設置)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 副部長会議は、副市長、各部の副部長並びに<u>企画財務部参事(企画調整課担当)、健康保険局参事(健康推進課担当参事)</u>及び出納室副参事で構成し、<u>企画財務部担当副市長</u>(以下「担当副市長」という)が主宰する。ただし、担当副市長に事故があるとき又は担当副市長が欠けたときは他の副市長が代理する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員(副市長を除く。以下同じ。)に<u>事故あるとき又は構成員が欠けたときは</u>、課長職以上の職にある者のうちから、あらかじめ当該構成員の指名した者が出席するものとする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(構成)</p> <p>第4条 庁議は、市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、各部の長、参事監(健康保険局長に限る。)、消防長、会計管理者、生涯学習部長、学校教育部長及び上下水道部長で構成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員(市長、副市長、上下水道事業管理者及び<u>教育長</u>を除く。以下この項において同じ。)に事故があるとき又は構成員が欠けたときは、<u>副部長(健康保険局にあつては健康推進課を担当する参事、消防本部にあつては副消防長、会計管理者にあつては出納室副参事)</u>の職にある者が出席するものとする。</p> <p>(副部長会議の設置)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 副部長会議は、副市長、各部の副部長並びに<u>市民文化部参事(まちづくり協働推進課を担当する参事)</u>、健康保険局参事(健康推進課を担当する参事)及び出納室副参事で構成し、<u>企画財務部担当副市長</u>(以下「担当副市長」という。)が主宰する。ただし、担当副市長に事故があるとき又は担当副市長が欠けたときは他の副市長が代理する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員(副市長を除く。以下この項において同じ。)に<u>事故があるとき又は構成員が欠けたときは</u>、課長職以上の職にある者のうちから、あらかじめ当該構成員の指名した者が出席するものとする。</p> <p>4～6 [略]</p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市規則第29号

平成24年 3 月 30 日

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年那覇市規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資産等報告書等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第2条第1項第6号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。</p> <p>第3条 次の各号に掲げる資産等については、当該各号に定める種類ごとに区分して資産等報告書及び資産等補充報告書を作成するものとする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第6号の有価証券 国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託、株券及びその他</p> <p>(2) 条例第2条第1項第7号の自動車 普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他</p> <p>(3) 条例第2条第1項第7号の船舶 汽船、帆船及びその他</p> <p>(4) 条例第2条第1項第7号の航空機 飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他</p> <p>(5) 条例第2条第1項第7号の美術工芸品 絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他</p> <p>第1号様式 [略]</p> <p>第2号様式 [略]</p> <p>第3号様式 [略]</p> <p>所得等報告書 [略]</p>	<p>(資産等報告書等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第2条第1項第5号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 条例第2条第1項第5号の有価証券 国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託、株券及びその他</p> <p>(2) 条例第2条第1項第6号の自動車 普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他</p> <p>(3) 条例第2条第1項第6号の船舶 汽船、帆船及びその他</p> <p>(4) 条例第2条第1項第6号の航空機 飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他</p> <p>(5) 条例第2条第1項第6号の美術工芸品 絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他</p> <p>第1号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第2号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第3号様式(第6条関係) [略]</p> <p>所得等報告書 [略]</p>

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">分 離 課 税</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">株 式 等 の 業 事 渡 業 譲 所 得 雑</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>第4号様式 [略]</p>	[略]		分 離 課 税	[略]	株 式 等 の 業 事 渡 業 譲 所 得 雑	[略]	[略]		[略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">分 離 課 税</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">株 式 等 の 業 事 渡 業 譲 所 得 雑</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上 場 株 式 等 の 配 当 所 得</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">先 物 取 引 の 事 業 業 譲 渡 業 譲 所 得 雑</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>第4号様式(第8条関係) [略]</p>	[略]		分 離 課 税	[略]	株 式 等 の 業 事 渡 業 譲 所 得 雑	[略]	上 場 株 式 等 の 配 当 所 得	[略]	先 物 取 引 の 事 業 業 譲 渡 業 譲 所 得 雑	[略]	[略]		[略]	
[略]																									
分 離 課 税	[略]																								
株 式 等 の 業 事 渡 業 譲 所 得 雑	[略]																								
[略]																									
[略]																									
[略]																									
分 離 課 税	[略]																								
株 式 等 の 業 事 渡 業 譲 所 得 雑	[略]																								
上 場 株 式 等 の 配 当 所 得	[略]																								
先 物 取 引 の 事 業 業 譲 渡 業 譲 所 得 雑	[略]																								
[略]																									
[略]																									

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

付 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市規則第30号
平成24年3月30日

那覇市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公印規則の一部を改正する規則

那覇市公印規則(平成9年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印の定義)</p> <p>第2条 この規則において公印とは、本市の公文書に使用する庁印及び職印をいう。</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 管守者は、公印の用途又は保管場所を変更しようとするときは、<u>総務部総務課長(以下「総務課長」という。)</u>に通知しなければならない。</p> <p>(公印取扱主任)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の規定により取扱主任を指名し、又は変更したときは、速やかに<u>総務課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(公印の新調、改刻)</p> <p>第10条 公印の新調及び改刻は、<u>総務課長</u>が行い、管守者に交付する。</p> <p>2 管守者は、公印を新調又は改刻する必要</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公印 本市の公文書に使用する印章で、<u>庁印及び職印をいう。</u></p> <p>(2) 新調 公印を新たに作製することをいう。</p> <p>(3) 改刻 公印の事故、摩滅その他の理由により、当該公印と同じ刻字をもってこれに代わる公印を作製することをいう。</p> <p>(4) 廃止 組織及び職名の廃止及び改正並びに公印の改刻により不要となった公印の使用をやめることをいう。</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(公印取扱主任)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の規定により取扱主任を指名し、又は変更したときは、速やかに<u>総務部総務課長(以下「総務課長」という。)</u>に通知しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(公印の新調及び改刻)</p> <p>第10条 管守者は、公印を新調又は改刻する必要があると認めるときは、<u>公印新調(改刻)申請書を総務課長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 総務課長は、前項の申請を承認したとき</p>

<p><u>があると認めるときは、公印新調(改刻)申請書を総務課長に提出しなければならない。</u></p> <p>(廃止公印の処分)</p> <p><u>第11条</u> 管守者は、<u>廃止又は改刻のため</u>不用となった公印を、公印引継書により速やかに総務課長に引き継がなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第12条～第15条</u> [略]</p> <p>(印影印刷)</p> <p><u>第16条</u> 一定の内容の文書を多数印刷する場合又は市長が必要と認める場合は、<u>第14条</u>に規定する公印の押印に代えて、公印の印影又はこれを拡大若しくは縮小した印影を印刷することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第17条～第20条</u> [略]</p> <p>(使用の例外)</p> <p><u>第21条</u> 那覇市収納取扱員印については、<u>第13条、第14条及び第18条</u>の規定は、適用しない。</p> <p><u>第22条</u> [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p><u>又は組織改編により公印を新調する必要があると認めるときは、公印を新調又は改刻し、管守者に交付する。</u></p> <p>(公印の用途又は保管場所の変更)</p> <p><u>第11条</u> 管守者は、公印の用途又は保管場所を変更しようとするときは、公印用途等変更申請書により総務課長の承認を受けなければならない。</p> <p>(廃止公印の処分)</p> <p><u>第12条</u> 管守者は、廃止となった公印を、公印引継書により速やかに総務課長に引き継がなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第13条～第16条</u> [略]</p> <p>(印影印刷)</p> <p><u>第17条</u> 一定の内容の文書を多数印刷する場合又は市長が必要と認める場合は、<u>第15条</u>に規定する公印の押印に代えて、公印の印影又はこれを拡大若しくは縮小した印影を印刷することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第18条～第21条</u> [略]</p> <p>(使用の例外)</p> <p><u>第22条</u> 那覇市収納取扱員印については、<u>第14条、第15条及び第20条</u>の規定は、適用しない。</p> <p><u>第23条</u> [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p> <p>5 表の改正規定において、改正後部分に係る罫線に対応する改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第2(第5条関係)

市長部局の職印

名称	主用途	管守者
市長印	[略]	
	各課(室、所)における一般文書	各課(室、所)長
[略]		
部(局)長印	部(局)名をもってする文書	[略]
福祉事務所長印	福祉事務所長名をもってする文書(印影印刷及び電子印影のみ)	[略]
[略]		
課(室、所、館)長印	課(室、所、館)長名をもってする文書	各課(室、所、館)長
那覇市固定資産評価員印	[略]	
[略]		

〔改正後 別記〕

別表第2(第5条関係)

市長部局の職印

名称	主用途	管守者
市長印	[略]	
	課(室、所、館)における一般文書	各課(室、所、館)長
[略]		
部(局)長印	部(局)長名をもってする文書	[略]
福祉事務所長印	福祉事務所長名をもってする文書	福祉政策課長
	福祉事務所長名をもってする文書(印影印刷及び電子印影のみ)	[略]
[略]		
課(室、所、館、施設)長印	課(室、所、館、施設)長名をもってする文書	各課(室、所、館、施設)長
保育所長印	保育所長名をもってする文書	各保育所長
児童館長印	児童館長名をもってする文書	各児童館長
那覇市固定資産評価員印	[略]	
[略]		

那覇市規則第31号

平成24年3月30日

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則

那覇市健康診査費用徴収規則(平成10年那覇市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(費用の徴収及び額)</p> <p>第4条 市長は、健康診査を受ける者又はその者の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)から健康診査に要する費用の一部を徴収する。ただし、健康診査を受ける者が次に掲げる者であるときは、その費用を徴収しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2)～(3)</u> [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(費用の徴収及び額)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者</u></p> <p><u>(3)～(4)</u> [略]</p> <p><u>(5) その他市長が特別の理由があると認めたる者</u></p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行し、改正後の第4条第1項第2号の規定は、平成24年2月1日から適用する。

那霸市規則第32号

平成24年3月30日

那霸市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	
2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	
3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行し、改正後の別表牧志駅前ほしぞら公民館の部所属の欄の規定は、平成23年7月8日から適用する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
総務課	非常勤電話交換手	[略]
	[略]	
[略]		
管財課	[略]	
	普通財産管理非常勤職員	[略]
[略]		
税制課	那覇市税務証明事務等非常勤職員	[略]
市民税課	[略]	
	課税資料等整備補助員	[略]
資産税課	固定資産課税台帳整備要員	[略]
	[略]	
納税課	[略]	
	市税コンビニ収納等補助員	[略]
[略]		
まちづくり協働推進課	市民協働推進員	[略]
[略]		

博物館	非常勤学芸員	[略]
	歴史資料整理員	[略]
	[略]	
	歴史博物館非常勤事務員	[略]
	壺屋焼物博物館非常勤事務員	日額 5,510
商工農水課	[略]	
	緊急雇用対策事業非常勤職員	[略]
なはまちなか振興課	公設市場非常勤営繕管理員	日額 5,660
	公設市場徴収補助非常勤職員	[略]
	[略]	
環境政策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	[略]
	地球温暖化対策推進員	[略]
	ISO14001推進業務非常勤	日額 5,510
	[略]	
[略]		
福祉政策課	援護事務相談員	[略]
	ホームレス巡回指導員	日額 8,700
	福祉のまちづくり推進業務非常勤	[略]
障がい福祉課	[略]	
	自立支援医療等非常勤職員	[略]
	発達支援コーディネーター	日額 15,000
	発達支援専門員	日額 11,060
[略]		
保護管理課	[略]	
	生活保護事務支援員	[略]
健康推進課	非常勤保健師	[略]
	[略]	
[略]		
特定健診課	[略]	
こども政策課	[略]	
こどもみらい課	保育所パート職員	[略]
	保育所パート代替	時給 920
	非常勤調理員	[略]
	[略]	
	保育所嘱託医	[略]
子育て応援課	[略]	
	児童遊園厚生員	[略]
	つどいの広場子育てアドバイザー	日額 6,060
	こども医療費等取扱非常勤職員	[略]
	心理専門員	日額 15,000
	療育センター嘱託医	日額 25,000
	非常勤用務員	日額 5,510

	療育センター非常勤保育士	日額 7,140
	療育センター非常勤保健師	日額 10,080
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 920
	母子自立支援員	[略]
	那覇市乳児全戸訪問活動支援員	[略]
	非常勤臨床心理士	日額 11,040
[略]		
教育委員会総務課	非常勤用務員	[略]
	文書配送員	時給 920
	学校事務補助員	[略]
	育児短時間勤務対応非常勤事務員	[略]
[略]		
久茂地公民館	[略]	
[略]		
総合青少年課	[略]	
学校教育課	[略]	
	小学校日本人英語指導員	日額 9,000
	[略]	
[略]		
議会事務局	[略]	
	非常勤運転手	[略]
	議会史編さん室参与	月額 200,000
監査事務局	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
総務課	主任非常勤電話交換手	日額 6,650
	副主任非常勤電話交換手	日額 6,060
	非常勤電話交換手	[略]
	[略]	
[略]		
管財課	[略]	
	普通財産管理非常勤職員	[略]
	普通財産収納対策補助業務非常勤職員	日額 6,270
	所有者不明土地実態調査業務非常勤職員	日額 6,270
[略]		
税制課	軽自動車税賦課事務非常勤職員	日額 6,270
	那覇市税務証明事務等非常勤職員	[略]
市民税課	[略]	
	課税資料等整備補助員	[略]

	特別徴収移行対策等非常勤職員	日額 6,270
資産税課	家屋賦課等事務補助非常勤職員	日額 6,270
	固定資産課税台帳整備要員	[略]
	[略]	
納税課	[略]	
	市税コンビニ収納等補助員	[略]
	市税還付等事務補助非常勤職員	日額 6,270
[略]		
まちづくり協働推進課	市民協働推進員	[略]
	地域コミュニティコーディネート推進員	日額 6,650
	地域コミュニティコーディネート推進補助員	日額 3,900
[略]		
博物館	非常勤学芸員	[略]
	壺屋焼物博物館非常勤学芸員	日額 8,430
	歴史資料整理員	[略]
	[略]	
	歴史博物館非常勤事務員	[略]
商工農水課	[略]	
	緊急雇用対策事業非常勤職員	[略]
	離島支援連携事業非常勤職員	日額 5,850
なはまちなか振興課	公設市場管理員	日額 7,140
	公設市場徴収補助非常勤職員	[略]
	[略]	
環境政策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	[略]
	廃棄物事務支援員	日額 5,510
	地球温暖化対策推進員	[略]
	ISO14001推進業務非常勤	日額 5,850
	[略]	
[略]		
福祉政策課	援護事務相談員	[略]
	福祉のまちづくり推進業務非常勤	[略]
障がい福祉課	[略]	
	自立支援医療等非常勤職員	[略]
	障がい者総合相談社会福祉士	日額 10,910
[略]		
保護管理課	[略]	
	生活保護事務支援員	[略]
	未就職者支援員	日額 6,890
	主任適正保護推進員	日額 10,350
	副主任適正保護推進員	日額 10,170
	主任面接相談員	日額 9,380
	年金等調査員	日額 6,060

	ホームレス巡回指導員	日額 8,700
健康推進課	非常勤保健師・助産師	[略]
	[略]	
[略]		
特定健診課	[略]	
保健所準備室	保健所準備室事務補助非常勤職員	日額 5,510
こども政策課	[略]	
こどもみらい課	保育所パート職員	[略]
	非常勤調理員	[略]
	[略]	
	保育所嘱託医	[略]
	非常勤保育士	時給 940
	休憩対応非常勤保育士	時給 940
	つどいの広場子育てアドバイザー	日額 6,060
	心理専門員	日額 15,000
	療育センター嘱託医	日額 25,000
	非常勤用務員	日額 5,510
	療育センター非常勤保育士	日額 7,140
	療育センター非常勤保健師	日額 10,080
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 920
	療育センター非常勤事務員	日額 6,270
子育て応援課	[略]	
	児童遊園厚生員	[略]
	こども医療費等取扱非常勤職員	[略]
	母子自立支援員	[略]
	那覇市乳児全戸訪問活動支援員	[略]
[略]		
教育委員会総務課	非常勤用務員	[略]
	学校事務補助員	[略]
	育児短時間勤務対応非常勤事務員	[略]
	育児短時間勤務対応非常勤図書館事務員	時給 980
[略]		
牧志駅前ほしぞら	[略]	
公民館		
[略]		
教育相談課	[略]	
学校教育課	[略]	
	小学校日本人英語指導員	日額 10,000
	[略]	
[略]		
議会事務局	[略]	
	非常勤運転手	[略]

監査委員事務局	[略]
---------	-----

[略]

訓 令

那覇市訓令第 2 号

平成24年 3 月 30 日

那覇市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

那覇市職員被服貸与規程(1964年那覇市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

項	被貸与者の範囲	貸与品目	数量	期間(年)	備考
1	[略]				
2	廃棄物の収集、指導又は野犬捕獲等業務に従事する職員	[略]			作業帽は、廃棄物の収集及び指導業務に従事している職員のみ貸与する。
		雨衣	[略]	1	
		作業帽	[略]		
		安全帽	1	3	
3	道路維持修繕作業、緑化管理作業又は排水管理作業に従事する職員	[略]			主に排水管理作業に従事している職員には、大長雨靴を年2足貸与し、安全靴の貸与期間は3年とする。
4~6	[略]				
7	主として特殊な業務に従事し、特に市長が認める職員	[略]			

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

項	被貸与者の範囲	貸与品目	数量	期間(年)	備考
1	[略]				

2	廃棄物の収集、指導又は野犬捕獲等業務に従事する職員	[略]		
		雨衣	[略]	2
		作業帽	[略]	
3	道路維持修繕作業又は緑化管理作業に従事する職員	[略]		
4~6	[略]			
7	獣医師	白衣	2	2
		作業服	1	1
		安全靴	1	1
		雨衣	1	2
8	医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び衛生監視員	白衣	2	2
9	保健所業務に従事する栄養士	白衣	1	2
10	主として特殊な業務に従事し、特に市長が認める職員	[略]		

那覇市訓令第 3 号
平成24年 3 月 30 日

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 表の改正規定において、改正後部分に係る罫線に対応する改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分に係る罫線を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</p>	

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
環境保全課	[略]	
	墓地等の経営に係る意見書に関すること。	[略]
	[略]	
[略]		
障がい福祉課	[略]	[略]
	発達障害者支援法に関すること。	[略]
[略]		
こどもみらい課	保育料の決定に関すること。	[略]
	軽易で定例的な保育事務に関すること。	[略]
子育て応援課	療育センターの管理運営に関すること。	課長
	心身障害児早期療育事業に関すること。	課長
	母子及び寡婦福祉資金貸付けに関すること。	[略]
	[略]	[略]
	乳幼児並びに母子及び父子家庭等の医療費助成に関すること。	[略]
	[略]	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
環境保全課	[略]	
	墓地等の <u>経営許可等</u> に関する <u>こと</u> 。	[略]
[略]	[略]	
障がい福祉課	[略]	[略]
	発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に関する <u>こと</u> 。	[略]
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に関する <u>こと</u> 。	課長
[略]		
こどもみらい課	保育料の決定に関する <u>こと</u> 。	[略]
	療育センターの管理運営に関する <u>こと</u> 。	課長
	障がい児早期療育事業に関する <u>こと</u> 。	課長
	軽易で定例的な保育事務に関する <u>こと</u> 。	[略]
子育て応援課	母子及び寡婦福祉資金貸付けに関する <u>こと</u> 。	[略]
	[略]	[略]
	こども並びに母子及び父子家庭等の医療費助成に関する <u>こと</u> 。	[略]
	[略]	[略]
[略]		

那覇市訓令第4号

平成24年3月30日

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	
4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間	
1	総務課に勤務する電話交換手	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで (12時から14時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)	
2	税制課、市民税課、資産税課及び納税課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		
3	市民生活安全課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		
4	市民課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		
5～7 [略]				
8	こどもみらい課に勤務する職員のうち保育所に勤務するもの	(1)～(2) [略] (3) 那覇市宇栄原保育所、那覇市若狭浦保育所、那覇市与儀保育所、那覇市久場川保育所及び那覇市大道保育所(以下「宇栄原保育所等」という。)については、4週につき2日所属長が指定する日 (4) 宇栄原保育所等以外の保育所については、4週につき1日所属長が指定する日	宇栄原保育所等 (1) から(13)までのうちから所属長が定める。 宇栄原保育所等以外の保育所 (1) から(15)までのうちから所属長が定める。	[略] 月曜日から金曜日まで (1) 7時30分から16時15分まで (2) 8時から16時45分まで (3) 8時15分から17時まで (4) 8時30分から17時15分まで (5) 8時45分から17時30分まで (6) 9時から17時45分まで

			<p>(7) 9時15分から18時 まで</p> <p>(8) 9時30分から18時 15分まで</p> <p>(9) 9時45分から18時 30分まで</p> <p>(10) 10時から18時45 分まで</p> <p>(1)から(10)まで の場合において、11 時から16時までの間 で所属長の定める1時 間は、休憩時間とす る。)</p> <p>土曜日</p> <p>(11) 7時30分から11時 15分まで</p> <p>(12) 8時から11時45分 まで</p> <p>(13) 8時30分から12時 15分まで</p> <p>(14) 9時から12時45分 まで</p> <p>(15) 9時15分から13時 まで</p>
9 [略]			
10	<p>子育て応援 課に勤務す る職員のうち 児童館にも 勤務するもの</p>	<p>(1) 日曜日 ただし、所属長の 指定する勤務日が 日曜日に当たる場 合は、その日以後に おいてその日に最 も近い休日でない 日(水曜日を除く。)</p> <p>(2) [略]</p>	<p>月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日並び に所属長が勤務日に指定した日曜日</p> <p>9時45分から18時まで (12時から14時までの間で所属長の定 める1時間は、休憩時間とする。)</p> <p>水曜日</p> <p>11時から18時まで (12時から14時までの間で所属長の定 める1時間は、休憩時間とする。)</p> <p>土曜日</p> <p>9時45分から18時15分まで (12時から14時までの間で所属長の定 める1時間は、休憩時間とする。)</p>

〔改正後 別記〕

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間	
1	税制課、市民税課、資産税課及び納税課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		
2	市民生活安全課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		
3	まちづくり協働推進課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで (11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)	
4	市民課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		
5～7 [略]				
8	こどもみらいの課に勤務する職員のうち保育所に勤務するもの	(1)～(2) [略] (3) 4週につき2日所属長が指定する日	(1) から (13) までのうちから所属長が定める。	[略]
9 [略]				
10	子育て応援課に勤務する職員のうち児童館に勤務するもの	(1) 日曜日 ただし、所属長の指定する勤務日が日曜日に当たった場合は、その日以後においてその日に最も近い休日でない日 (2) [略]	月曜日から金曜日及び所属長が勤務日に指定した日曜日 10時から18時まで (12時から14時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。) 土曜日 9時30分から18時まで (12時から14時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)	

議 会 訓 令

那覇市議会訓令第3号

平成24年3月30日

那覇市議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 永 山 盛 廣

那覇市議会公印規程の一部を改正する訓令

那覇市議会公印規程(昭和49年那覇市議会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1

名称	／様式／別掲 ／寸法	書体	使用区分	管守者	個数
[略]					
庶務課長印	り 方20ミリ メートル	[略]			
議事管理課長印	ぬ 方20ミリ メートル	れい書	議事管理課長名を もってする文書	庶務課長	1
議事調査課長印	る 方20ミリ メートル	れい書	議事調査課長名を もってする文書	庶務課長	1

[改正後 別記]

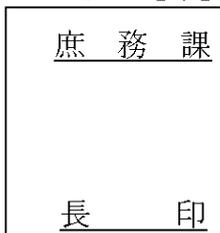
別表第1

名称	／様式／別掲 ／寸法	書体	使用区分	管守者	個数
[略]					
那覇市議会事務局課長印	り 方21ミリ メートル	[略]			

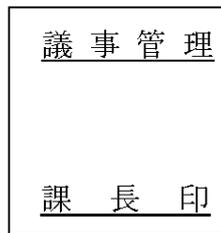
[改正前 別記]

別表第2

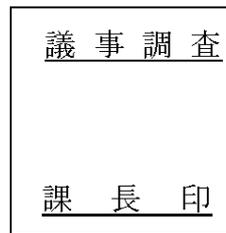
い〜ち [略]



り



ぬ

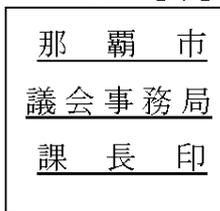


る

[改正後 別記]

別表第2

い〜ち [略]



り